

足利市

空き家バンク改修費補助金

田

田

空き家の利活用を図り、本市への移住定住を促進するため、足利市空き家・空き地バンクを利用して購入した空き家の改修費の一部を補助します！

足利市空き家バンク掲載物件へ**GO** →<https://ashikaga-c09202.akiya-at-home.jp/>

補助金額 補助対象経費（工事費）の**1/2**（1,000円未満切捨て）、最大**50**万円

●対象となる空き家の主な要件

足利市空き家・空き地バンクを利用して購入された空き家

●補助対象者の主な要件

1. 他市区町村から本市への**移住者**であること
2. 市税を滞納していないこと
3. 補助対象空き家に**10年以上**居住することを誓約できること
4. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
5. 暴力団又は暴力団員でないこと
6. 補助対象空き家の従前の所有者の**3親等内の親族**でないこと



●対象となる工事の主な要件

1. 補助対象空き家の**居住部分に係る安全性・機能性の維持、向上のため**に行う改修工事
2. 補助対象者が**市内業者**へ発注したもの
3. 補助対象工事費の総額が**20万円以上**（消費税等含む）のもの

★交付決定前に工事着手した場合は対象になりません。

★他の制度による補助金又は補償金の交付を受けようとするものは対象になりません。

★以下のようなものは対象になりません。

- (例) 設計費、外構工事（車庫、カーポート、門扉、塀、植栽、浄化槽など）
設備工事（太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事など）
その他（家具・家電製品の購入・設置工事など）

！注意事項！

- ・予算の上限に達した時点で申請受付を締め切ります。

足利市空き家・空き地バンクとは…

空き家・空き地の売買・賃貸について、所有者の申し出に基づき、物件情報を市のホームページなどで、利活用希望者に広く情報発信する仕組みです。

足利市空き家・空き地バンクに掲載されている物件の見学を希望される方は利用登録をしてください（申込書・誓約書などを建築指導課空き家対策担当へ提出）。

担当宅建業者立会いのもと見学していただき、ご希望の方は交渉・契約と進んでいきます。仲介は担当宅建業者が行いますので、契約成立時には仲介手数料が発生します。

まずは ご相談ください！

問合せ先

足利市役所 都市建設部 建築指導課 空き家対策担当

電話：0284-20-2266

FAX：0284-20-2200

Mail：k-shidou@city.ashikaga.lg.jp

補助金交付申請から支払いまでの流れ

1. 足利市空き家・空き地バンクで空き家を購入

空き家バンクで空き家を購入するためには、足利市空き家・空き地バンク実施要綱に基づく利用登録が必要です。

2. 改修工事の内容検討・見積徴収

空き家の購入検討段階で改修工事の内容を検討したり、見積を取っても構いません。

3. 補助金の交付申請

下記の書類を添えて補助金交付申請書を建築指導課空き家対策担当に提出してください。

- ①売買契約書の写し ②見積書および明細書の写し ③着工前の写真
- ④移住者であることを証する書類（住民票や戸籍の附票等）
- ⑤市税に未納がないことを証する書類 ⑥誓約書 ⑦債権者登録申出書

4. 補助金の交付決定

提出書類を審査し適当と認めた場合に、補助金交付決定通知書を送付します。

5. 契約、改修工事

補助金交付決定通知書が届いたら、契約、改修工事を行ってください。

6. 補助金の実績報告

工事完了後、下記の書類を添えて、補助金実績報告書を建築指導課空き家対策担当に提出してください。

- ①領収書の写し ②工事完了後の写真 ③申請者の住民票の写し
- ※実績報告の日までに住民票を異動してください。

7. 補助金額の確定

提出書類を審査し適当と認めた場合に、補助金額確定通知書を送付します。

8. 補助金の交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を建築指導課空き家対策担当に提出してください。

9. 補助金の支払い

申請時に債権者登録申出書で指定した口座へ補助金を振り込みます。

問合せ先

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145

足利市役所 都市建設部 建築指導課 空き家対策担当

電話：0284-20-2266 FAX：0284-20-2200

Mail：k-shidou@city.ashikaga.lg.jp